

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 事業者の皆様への設備投資を支援します ～当初3年間、実質無利子～

神奈川産業振興センター（KIP）は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を乗り越える事業者の設備投資に対して、「設備貸与事業※」を拡充し、令和2年5月1日（金曜日）から実施します。

### ※設備貸与事業とは

経営の革新を図ろうとする小規模企業者又は創業者の設備導入にあたり、利用者が導入を希望する設備を、KIPが購入して割賦販売又はリースする事業です。

### 1. 当初3年間、実質無利子

対象となる企業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月等と比較して、売上高若しくは粗利益が5%以上減少する個人事業主又は売上高若しくは粗利益が15%以上減少する会社

（無利子の期間）

○今年度の「設備貸与制度」を利用される方 当初3年間

○既に「設備貸与制度」を利用されている方 最長で5月から令和2年度中

### 2. 貸与料率の弾力的な見直し

新規利用者の最低料率を年1.15%から年0.7%に改定

### 3. 対象設備の要件を緩和（ビジネスモデル転換を支援）

事業継続（BCP）のためのビジネスモデルの転換や、収束後の反転攻勢に備えた新たな設備投資を対象に追加

（例）

- ・海外からの部品調達が困難となり、部品の内製化を図るため設備を導入したい
- ・限られた人員による操業を余儀なくされることから、省力化設備を導入したい
- ・売上減少によるライン停止中に、レイアウト変更・段取り改善を行うとともに、設備を入れ替えることで生産性を向上させたい 等

（詳細は別紙）

※ 無利子設備貸与の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、当センターHP等で公表予定です。

※ 金融機関の融資が困難な方や貸付条件変更中の方もご相談ください。

#### お問い合わせ先

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部資金支援課 担当：石村・宮沢・二宮  
〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 tel045-633-5066 fax045-633-5064  
e-mail：shikin@kipc.or.jp <http://www.kipc.or.jp/>

## 設備貸与事業の主な拡充内容

## 1. 当初3年間、実質無利子

無利子の期間	令和2年度に「設備貸与制度」を利用される方（申込み後、令和2年度中までに貸与決定された設備が対象） → 当初3年間	平成27年度以降、既に「設備貸与制度」を利用されている方 → 最長で5月から令和2年度中
--------	--	---

## 2. 貸与料率の弾力的な見直し（令和2年度の新規利用者から）

	A	B	C	D	E	(創業)
現行	1.15%	1.60%			1.90%	1.90%
見直し後	0.70%	0.90%	1.60%	1.90%	2.30%	1.90%

※ 財務内容等を基に審査を踏まえ5段階のいずれかの利率を適用

## 3. 対象設備の要件を緩和（ビジネスモデル転換を支援）

対象設備	「経営の革新」又は「創業」に必要な設備 (新たに対象とする設備)  ※事業継続(BCP)のためのビジネスモデルの転換や新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた設備投資で事業活動を維持し、収束後の生産性向上を図る上で必要な設備を追加
------	--

## (参考) 本制度の対象企業等

対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員数20名以下の製造業・建設業・運輸業の会社・個人</li> <li>・従業員数5名以下の小売業・卸売業・サービス業の会社・個人</li> <li>※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業については20人以下の会社・個人</li> <li>・特定の条件を満たす従業員数50名以下の会社・個人</li> </ul>
貸与額	100万円～1億円（税込み）
返済期間 支払期間	設備の法定耐用年数以内 3年～10年 次の事業者については、10年以内において最大2年間の延長が可能 商工会・商工会議所を経由した場合 企業経営の未病改善を図る小規模企業者等
保証人	「経営者保証ガイドライン」に則って判断します。
担保	申込額が高額等の場合は、担保の提供を求めることがあります。